

2 研修事例

(1) 研修用ワークシート

1-①わいせつ行為

事例

A教諭は、中学校の教え子である県内の高校に在籍する女子生徒から、高校生活での悩みを聞いてほしいと相談され、直接会って相談を受けた。その後、当該生徒とSNSで連絡を取り合うようになり、その後も直接会って相談を受けるようになった。連絡を取り合ううちに、女子生徒からA教諭に好意があることを打ち明けられ、その後、この女子生徒と交際するとともに、18歳未満であることを知りながら、A教諭の自宅アパート等において、複数回にわたってみだらな行為を行った。

【A教諭の考え】

「当該生徒から学習や部活動、家庭のことなどの悩みを打ち明けられ、親身に相談にのっていた。話をする回数が増えて、生徒が自分に好意をもっていると聞き、自らも好意をもつようになり交際を始めた。二人きりでいるうちに、キスをしてみたい、みだらな行為をしてみたいという自分の感情を抑えきれなくなってしまう。だめだと分かりつつ、自分自身を止めることができなかった。」と話していた。

【考えてみましょう】

○この事案が発生した要因には、どのようなことが考えられますか。

○この事案を未然に防ぐために、管理職をはじめ、組織としてどのような対応が必要であったと思いますか。

○わいせつ行為を撲滅するために、あなたはどのようなことを心掛けていきますか。

【わいせつ行為撲滅に向けたチェックシート】

わいせつ行為は、児童生徒等の尊厳を傷つけ、その後の成長に大きな影響を与える行為であるという認識を持っているか。	
わいせつ行為は、児童生徒等の心を深く傷付けるだけでなく、法令に違反する重大な犯罪行為であるということを理解しているか。	
児童生徒との SNS 等を用いた個人的なやりとりが、児童生徒に対するわいせつ行為の発端になり得ることを理解しているか。	
児童生徒の相談を受けたり個別指導を行ったりするときは、管理職をはじめ他の教職員と共有し、組織的な対応に努めているか。	
児童生徒を指導する際に、密室になるような環境で一対一になることは、不祥事につながる危険性を持つことを認識しているか。	
「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されたことや法律の概要を知っているか。	

【その他の事例】

運動部の顧問をしているB教諭は、練習試合や大会等が続いて女子生徒に疲労の蓄積が見えることから、個別に部室に呼び、一対一の状況の中、女子生徒の身体のケアと言ってテーピングやアイシング、直接肌に触れてのマッサージを行った。その際、生徒の臀部や胸に触れる不適切な行為があった。

C教諭は、スマートフォンのアプリを介して知り合った18歳未満の少女に対して、SNS等で誘い出し、ホテルにおいてみだらな行為を行った。さらに、その状況をスマートフォンで撮影し、児童ポルノを製造した。

D教諭は、18歳未満の少女に対して、わいせつな動画をスマートフォンで撮影して送るよう要求して送信させ、パソコン等に保存した。また、同少女をSNS等で誘い出し、車内でみだらな行為を行った。

E教諭は、勤務する学校の男子生徒に対して、SNSを利用して、私的で不適切な内容のメッセージを計50回以上送信したことにより、同生徒に嫌悪感を与えるなどした。

※参考

【栃木県教職員懲戒処分の基準】

6 児童生徒に対する非違行為関係

(2) わいせつ行為等

ア わいせつ行為（同意の有無を問わない。）を行った教職員は、**免職**とする。

イ セクシャル・ハラスメント又はこれと同等の行為を行った教職員は、**停職、減給**又は**戒告**とする。この場合において、セクシャル・ハラスメント又はこれと同等の行為を繰り返すなど特に悪質なときは、**免職**又は**停職**とする。

【主な関連法規】

児童福祉法

(禁止行為)

第三十四条 第1項 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

第6号 児童に淫行をさせる行為

第六十条 第1項 第三十四条第1項第6号の規定に違反した者は、10年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

栃木県青少年健全育成条例

(いん行等の禁止)

第四十二条 第1項 何人も、青少年に対し、いん行又はわいせつ行為をしてはならない。

第2項 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

第五十六条 第1項 第四十二条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。